

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	汚染土壌処理業の相続の承認	
根拠法令・条項	土壌汚染対策法第27条の4第1項	
所 管 課	環境保全部	環境対策課
審 査 基 準	<p>○土壌汚染対策法（抜粋） （相続） 第27条の4 汚染土壌処理業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該汚染土壌処理業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この項、次項及び第4項において同じ。）が当該汚染土壌処理業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後60日以内に申請して、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第22条第1項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。</p> <p>3 第22条第3項（第2号ホに係る部分を除く。）の規定は、第1項の承認について準用する。</p> <p>4 第1項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る汚染土壌処理業者の地位を承継する。</p> <p>※第22条第3項 「汚染土壌処理業の許可（更新を含む。）に係る基準等公開票」 参照</p>	
標準処理期間	標準処理期間	設定しない
	標準処理期間を設定できない理由	これまでに実績がなく、また現時点で申請の見込みがないことから設定しない。